

令和 6 年（2024 年）2 月 15 日

各課（所・学校・園）長 様

札幌市職員共済組合共済課長

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について（通知）

標記の件について、令和 5 年 12 月 25 日付けで厚生労働省から取扱いの一部改正に係る通知が発出され、地方公務員共済組合においても対応を行うよう、令和 6 年 1 月 31 日付けで総務省から通知がありました。これに伴い、令和 5 年（2023 年）11 月 24 日付け札共済共第 438 号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」（以下、「従前通知」という。）の取扱いを下記のとおり一部改正しますので、通知します。

なお、共済扶養（健康保険）以外の税扶養、扶養手当等につきましては、本通知及び従前通知に係る取扱いの対象外であることを申し添えます。

記

1 改正内容

当該取扱いの対象となる給与等について、下記のとおり変更します。

- ・変更前：令和 5 年 10 月 20 日以降に支給される給与等
- ・変更後：令和 5 年 10 月 20 日以降に支給される給与等により共済扶養の収入基準を超過する者について支給された給与等（過去の収入を含む）

2 適用開始日

上記 1 の変更後の取扱いは令和 6 年 1 月 31 日以降の手続きに適用します。

【以下、従前通知の内容再掲（破線_____は今回改正部分）】

3 被扶養者認定及び被扶養者の収入確認における措置

令和5年10月20日以降に支給される給与等により共済扶養の収入基準を超える者に支給された給与等（過去の収入を含む）について、事業主の証明書（別添）等の提出により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動に該当するか確認します。 一時的な収入変動に該当する場合には、それ以外の要件が共済扶養の基準を満たしていれば、扶養認定を継続します。 ただし当該措置の適用は連続2回までとします。

2 一時的な収入変動について

(1) 対象となる主なケース

ア 当該事業所の他の従業員が退職又は休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した。

イ 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した。

ウ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した。

(2) 対象とならない主なケース

ア 基本給、時給等が上がり、通常どおり勤務した場合においても基準を超える場合

イ 雇用契約書等により、収入見込みが恒常的に基準を超える場合

ウ フリーランスや自営業者等、特定の事業主と雇用関係にない場合（他律的な収入変動による場合が対象となるため）

3 「連続2回」の考え方について

今回の措置については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、事業主の証明を用いて扶養認定の継続等の措置が可能となるのは、連続2回までを上限としています。

当組合では毎年8月から翌年7月までに支払われた給与に係り提出された事業主の証明書については、1回と数えます（8月から翌年7月までの間に複数回に分けて提出された場合も1回と数えます）。以降も、毎年8月から

翌年7月を1年の単位とし、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続2回」となります。

R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
100,000	120,000	120,000	120,000	100,000	120,000	120,000	120,000	100,000
	①	②	③		④	⑤	⑥	

毎年8月から翌年7月までの期間内であれば、証明書を①～⑥まとめて1枚でも、①～③と④～⑥の2枚でも、①②③④⑤⑥の6枚でも、回数は1回と数えます。(複数枚提出する場合でそれぞれの提出時期が異なる場合も回数は1回です。)

なお、事業収入と勤務先からの給与収入の両方がある被扶養者については、毎年1月から12月までに支払われた給与に係り提出された事業主の証明書については、1回と数えます(1月から12月までの間に複数回に分けて提出された場合も1回と数えます)。以降も、毎年1月から12月を1年の単位とし、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続2回」となります。

4 事業主の証明書等の提出書類について

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により収入が基準を超過するが、共済扶養の認定の継続を希望する場合は、下記の書類を提出してください。

- ・ 事業主の証明書(様式1)
- ・ 事業主の証明書の詳細について(様式2)
- ・ 給与証明書(前回提出後のもの)
- ・ 雇用契約書、労働条件通知書等

5 手続きについて(提出時期及び提出書類)

(1) 毎年の被扶養者調査時

毎年7月頃(事業収入のある者については2月頃)に実施している被扶養者調査において、対象期間の収入に係り当該措置の適用を希望する場合は、従来の添付書類に加え、上記4に記載の書類を提出してください。

(2) 職員の扶養親族等に関する(異動)申告書(以下、「申告書」という。)

提出時

以下の場合等について申告書を提出する際は、従来の添付書類に加え、上記 4 に記載の書類等を添付し、給与担当課経由で共済組合に提出してください（会計年度任用職員等は共済組合に直接提出）。

- ・ 当該措置の適用により、共済扶養については変更ないが、扶養手当等について変更がある場合
- ・ 共済扶養等の取消手続きに係り、取消前までの収入について当該措置の適用を希望する場合

(3) 上記以外

上記(1)及び(2)以外で、当該措置の適用に係り事業主の証明書等を提出する場合がありますら、共済組合に御連絡ください。

6 留意事項

(1) 令和 6 年度の被扶養者調査について

当組合では毎年、前年の 8 月から当年 7 月までに支払われる給与について被扶養者調査を行っておりますが、令和 6 年度の被扶養者調査についても、令和 5 年 10 月 20 日以降に支給される給与等により共済扶養の収入基準を超える者について支給された給与等のみ、当該取扱いの対象とします。

今一度、令和 5 年 8 月、9 月及び 10 月（10 月 19 日以前の支給分）給与により、共済扶養の収入要件を超過していないか、確実に御確認いただき、収入要件を超過している場合は速やかに取消手続きをお取りください。

(2) 別居している被扶養者への送金額について

当組合では、別居している被扶養者について、被扶養者の月額収入の 2 分の 1 以上かつ 1 人あたり月額 3 万円以上の送金がない場合、扶養しているとは認められません。このため、一時的な増収により当該措置を適用する場合においても、送金額は増収分を含めた収入について要件を満たしている必要があります。

(3) 扶養手当、税扶養等について

本取扱いは共済扶養についてのみであり、扶養手当、税扶養等について

は本通知及び従前通知に係る取扱いの対象外となります。詳しくは給与担当課へお問い合わせください。

< 共済扶養の収入要件 > (令和6年2月現在)

- ① 暦年や年度に関わらず、どの1年をとっても12カ月間の収入が130万円以上とならないこと（障害年金の受給要件に該当する程度の障がいの有する者及び60歳以上は180万円以上）。
- ② 3ヵ月連続して月額収入が108,334円以上とならないこと（障害年金の受給要件に該当する程度の障がいの有する者及び60歳以上は150,000万円以上）。
- ③ 雇用保険や休業給付等の基本手当日額が3,612円以上とならないこと（障害年金の受給要件に該当する程度の障がいの有する者及び60歳以上は5,000円以上）。

【担当】札幌市職員共済組合事務局共済課

医療給付係 TEL 211-2432